

船橋市乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認申請等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業の認可及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第54条の2の規定に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認に関する手続等について、法、支援法その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、支援法、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「支援法施行規則」という。）、船橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年船橋市条例第31号）及び船橋市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年船橋市条例第12号）の例による。

(事前相談)

第3条 乳児等通園支援事業を実施しようとする者（以下「設置希望者」という。）は、船橋市乳児等通園支援事業認可等事前相談書（第1号様式）により、乳児等通園支援事業の設置に関する計画（以下「計画」という。）の事前相談を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による事前相談があったときは、地域における需要や他の施設の整備状況等を勘案し、設置の必要性等について審査し、その結果を設置希望者に通知するものとする。

(事前協議)

第4条 前条第2項の審査の結果、設置の必要性があり、適切な計画であると認められた設置希望者は、船橋市乳児等通園支援事業認可等事前協議書（第2号様式）により、計画の事前協議を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、関係法令との適合性その他必要事項を審査し、その結果を設置希望者に通知するものとする。

(計画の着手等)

第5条 設置希望者は、前条の事前協議を経た後に、船橋市乳児等通園支援事業認可等計画着手届（第3号様式）により、計画に着手するものとする。

2 設置希望者は、前条の事前協議を経た後に、やむを得ない理由により計画の内容を変更しようとするときは、その変更の可否について、あらかじめ市長と協議を行うものとする。

（認可及び確認の申請）

第6条 第3条から前条までの手続等を経て、法第34条の15第2項の規定に基づく乳児等通園支援事業の認可及び支援法第54条の2第1項の規定に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認を受けようとする設置希望者は、船橋市乳児等通園支援事業認可申請書（兼）船橋市特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第4号様式）により、市長に申請を行うものとする。

（認可及び確認の審査等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、法第34条の15第3項及び支援法第54条の2第2項の規定に基づき内容を審査し、認可及び確認の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認を決定したときは、船橋市乳児等通園支援事業認可通知書（兼）船橋市特定乳児等通園支援事業者確認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により乳児等通園支援事業の認可又は特定乳児等通園支援事業者の確認をしないと決定したときは、船橋市乳児等通園支援事業不認可通知書（兼）船橋市特定乳児等通園支援事業者不確認通知書（第6号様式）により、設置希望者に通知するものとする。

（施設名称等の変更に係る届出）

第8条 第7条第2項の規定により認可を受けた者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ市長に協議したうえで、次に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から起算して1月以内に、船橋市乳児等通園支援事業認可変更届出書（施設名称等の変更）（第7号様式）により市長に届け出るものとする。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の種類
- (3) 事業所の位置（所在地）

(4) (法人又は団体の場合) 定款、寄附行為その他の規約
(建物その他の設備の変更等に係る届出)

第9条 事業者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に協議したうえで、相当期間の余裕をもって、船橋市乳児等通園支援事業認可変更届出書(建物その他設備の変更等)(第8号様式)により市長に届け出るものとする。

- (1) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - (2) 事業の運営についての重要事項に関する規程
 - (3) 経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員
- (利用定員の増加に係る変更申請)

第10条 事業者は、支援法第54条の3により準用する同法第44条の規定に基づき利用定員を増加させることに伴い特定乳児等通園支援事業者の確認の変更を受けようとするときは、あらかじめ船橋市特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書(利用定員の増加)(第9号様式)により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき特定乳児等通園支援事業者の確認の変更を行ったときは、船橋市特定乳児等通園支援事業者確認変更通知書(第10号様式)により事業者に通知するものとする。

(利用定員の減少の届出)

第11条 事業者は、支援法第54条の3により準用する同法第47条第2項の規定に基づき利用定員を減少させようとするときは、あらかじめ市長に協議したうえで、利用定員の減少の日の3月前までに、船橋市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(利用定員の減少)(第11号様式)により市長に届け出るものとする。

(利用定員以外の事項の変更に係る届出)

第12条 事業者は、支援法第54条の3により準用する同法第47条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から起算して10日以内に、船橋市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(利用定員の変更以外)(第12号様式)により市長に届け出るものとする。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の場所(所在地)
- (3) 設置者(申請者)の名称、主たる事務所の所在地
- (4) 代表者の氏名、生年月日及び職名

- (5) 代表者の住所
 - (6) 設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等
 - (7) 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの） 並びに設備の概要
 - (8) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - (9) 運営規程
 - (10) 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
 - (11) 役員 の 氏 名、 生 年 月 日 及 び 住 所
- （廃止、休止及び確認の辞退の手續）

第 1 3 条 事業者は、法第 3 4 条の 1 5 第 7 項の規定に基づき、認可を受けた乳児等通園支援事業を廃止若しくは休止しようとするとき、又は支援法第 5 4 条の 3 により準用する同法第 4 8 条の規定に基づき特定乳児等通園支援事業者の確認を辞退しようとするときは、事業の公共性から乳児等通園支援事業に多大な影響を及ぼすため、相当期間の余裕をもって市長と協議し、原則として事業を廃止若しくは休止し、又は確認を辞退しようとする日の 3 月前までに船橋市乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）船橋市特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（第 1 3 号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請及び届出を行うものとする。

（廃止又は休止の要件）

第 1 4 条 市長は、前条の規定により、乳児等通園支援事業の廃止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査するものとする。

- (1) 廃止の理由がやむを得ないものであり、かつ廃止の時期が当該理由に照らして相当であると認められること、並びに当該事業の廃止が当該地域における通園支援の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- (2) 現に通園支援を受けている利用乳児等に対し、廃止予定日及びその理由を廃止前の適切な時期に通知するとともに、他の事業者への移行に際し必要な情報提供その他の便宜を図ること。
- (3) 廃止しようとする事業所の整備等に国庫又は市の補助がなされている場合にあっては、財産処分の方法が適切であり、所轄庁への協議・承認申請その他必要な手続が行われ、又は行われる見込みがあること。
- (4) 廃止に伴い必要となる法人内部の手續（社会福祉法人にあっては理事会の議決及び定款の変更・解散等に係る所轄庁の認可又は認定を含み、社会福祉法人以外にあっては

ては所轄庁等の承認等を含む。)が適切に行われ、又は行われる見込みがあること。

また、事業者の借入金等の債務については、弁済の見込みがあること。

(5) その他当該事業の廃止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

2 市長は、前条の規定により、乳児等通園支援事業の休止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査するものとする。

(1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が当該理由に照らして相当であると認められること。

(2) 現に通園支援を受けている利用乳児等に対し、休止予定日、休止期間及びその理由を休止前の適切な時期に通知するとともに、休止期間中の代替となる事業者に係る情報提供その他の便宜を図ること。

(3) 休止に伴い必要となる法人内部の手続（社会福祉法人にあっては理事会の議決及び定款等に定める所定の手続を含み、社会福祉法人以外にあっては所轄庁等の承認等を含む。)が適切に行われ、又は行われる見込みがあること。

(4) その他当該事業の休止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

(廃止及び休止の承認並びに確認の辞退の受理)

第15条 市長は、第13条の規定により乳児等通園支援事業の廃止又は休止の申請及び特定乳児等通園支援事業者の確認の辞退の届出があったときは、前条の規定により審査し、事業の廃止又は休止を承認する場合は、船橋市乳児等通園支援事業廃止又は休止承認通知書（兼）船橋市特定乳児等通園支援事業者確認辞退届受理通知書（第14号様式）により、承認しない場合は、船橋市乳児等通園支援事業廃止又は休止不承認通知書（兼）船橋市特定乳児等通園支援事業者確認辞退届不受理通知書（第15号様式）により、廃止又は休止の申請をした事業者に通知するものとする。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第16条 支援法施行規則第46条第1項及び第3項の規定に基づく届書は、子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第16号様式）によるものとする。

2 支援法施行規則第46条第2項の規定に基づく届出は、子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（第17号様式）により届け出るものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認、内容等の変更、廃止、休止等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

船橋市長あて

所在地又は住所 _____
 名 称 _____
 代表者氏名 _____

船橋市乳児等通園支援事業認可等事前相談書

次のとおり、乳児等通園支援事業の（実施計画・変更計画）について、船橋市乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認申請等に関する事務取扱要綱第3条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて事前相談します。

事業の種別	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業（専用室独立実施） <input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業（在園児合同実施） <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
事業所の名称 （仮称）			
定員	名 （年齢別内訳） （単位：名）		
	0歳児	1歳児	2歳児
事業計画地	船橋市		
延床面積			
認可及び 認可変更内容			
設計概要	別紙の通り		

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地又は住所 _____
名 称 _____
代 表 者 氏 名 _____

船橋市乳児等通園支援事業認可等事前協議書

年 月 日 第 号にて通知のありました（ 事業所の名称 ）の（ 実施計画・変更計画 ）にかかる事前協議書について、船橋市乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認申請等に関する事務取扱要綱第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地又は住所 _____
名 称 _____
代 表 者 氏 名 _____

船橋市乳児等通園支援事業認可等計画着手届

年 月 日 第 号にて通知のありました乳児等通園支援事業（ 事業所の名称 ）の
（ 実施計画 ・ 変更計画 ）について、船橋市乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児
等通園支援事業者の確認申請等に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定により、事前協議
の内容の通り、計画に着手することを届け出ます。

第4号様式（第6条関係）

船橋市乳児等通園支援事業認可申請書
 (兼) 特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地 _____
 申請者 氏名 (又は名称) _____
 代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15の規定による認可及び子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業（専用室独立実施） <input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業（在園児合同実施） <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・事業者の代表者	フリガナ	職名	
	氏名	生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

様

船橋市長

船橋市乳児等通園支援事業認可通知書
(兼) 船橋市特定乳児等通園支援事業者確認通知書

年 月 日付けで申請のあった（事業所の名称）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により（下記の条件を付して）認可し、また子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定に基づく特定乳児等通園支援事業者として確認したので通知します。

事業所の名称				
事業所の所在地				
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業（専用室独立実施） <input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業（在園児合同実施） <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -			
	船橋市			
	電話：			
メール：				
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職名	
	氏名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日			
建物その他設備の規模及び構造	①土地 敷地面積		m ² （事業所専用部分	m ² ）
	②建物 延床面積		m ² （事業所専用部分	m ² ）
建物構造 造、階数 階建（事業所部分 階）				
1時間あたりの利用定員	0～2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
	計 人	人	人	人

(留意事項)

記

1. 「船橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(令和7年船橋市条例第31号)の基準の維持及び向上に努め、市が事業の実施状況について必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
2. 「船橋市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」(令和8年船橋市条例第12号)第3条において準用する特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)第31条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けること。

様

船橋市長

船橋市乳児等通園支援事業不認可通知書
(兼) 船橋市特定乳児等通園支援事業者不確認通知書

年 月 日付けで申請のあった（ 事業所の名称 ）については、次の理由により認可及び確認しないので、通知します。

理由：

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第7号（第8条関係）

船橋市乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	事業所の名称
<input type="checkbox"/>	事業所の種類
<input type="checkbox"/>	事業所の位置（所在地）
<input type="checkbox"/>	（法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

様式第8号（第9条関係）

船橋市乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項を下記のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第4項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
<input type="checkbox"/>	事業の運営についての重要事項に関する規程
<input type="checkbox"/>	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

様式第9号（第10条関係）

船橋市特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

様

船橋市長

船橋市特定乳児等通園支援事業者確認変更通知書

年 月 日付で、船橋市乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認申請等に関する事務取扱要綱第 10 条の規定により申請のありました乳児等通園支援事業（事業所の名称）の利用定員の増加については、次のとおり確認の変更をしたので通知します。

事業所の名称				
事業所の区分				
事業所の所在地				
変更年月日				
増加後の 利用定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合 計
	人	人	人	人

様式第 11 号 (第 11 条関係)

船橋市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書 (利用定員の減少)

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地 _____
 届出者 氏名 (又は名称) _____
 代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第 54 条の 3 において準用する同法第 47 条の規定に基づき、届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地	〒 -		
	電 話:		
	メー ル:		

2. 利用定員を減少しようとする理由等

	変更前の利用定員 (人)			変更後 (減少) の利用定員 (人)				
	(参考)			(参考)				
	0~2歳	0歳	1歳	2歳	0~2歳	0歳	1歳	2歳
現に利用している 小学校就学前子ども に対する措置								
利用定員を減少し ようとする年月日								
利用定員を減少 しようとする理由								

3. 添付書類

別紙「添付書類一覧 (変更)」のとおり

様式第 12 号 (第 12 条関係)

船橋市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書 (利用定員の変更以外)

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地 _____

届出者 氏名 (又は名称) _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第 54 条の 3 において準用する同法第 47 条の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	事業所の名称
<input type="checkbox"/>	事業所の場所 (所在地)
<input type="checkbox"/>	設置者 (申請者) の名称、主たる事務所の所在地
<input type="checkbox"/>	代表者の氏名、生年月日及び職名
<input type="checkbox"/>	代表者の住所
<input type="checkbox"/>	設置者 (申請者) の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等
<input type="checkbox"/>	建物の構造概要及び図面 (各室の用途を明示したもの) 並びに設備の概要
<input type="checkbox"/>	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
<input type="checkbox"/>	運営規程

	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

様式第 13 号 (第 13 条関係)

船橋市乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書
 (兼) 船橋市特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地 _____

申請及び届出者 氏名 (又は名称) _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第 34 条の 15 第 7 項の規定による認可の廃止又は休止及び子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 48 条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話: _____ メール: _____
廃止又は休止及び 廃止の理由	
現に乳児等通園支援を 受けている児童 に対する措置	
廃止又は休止及び確認 を辞退する予定年月日	年 月 日
休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日 まで
(廃止の場合) 財産処分	

様

船橋市長

船橋市乳児等通園支援事業廃止又は休止承認通知書
(兼) 船橋市特定乳児等通園支援事業者確認辞退届受理通知書

年 月 日付けで申請のあった（ 事業所の名称 ）の廃止（休止）については、児童福祉法第 34 条の 15 第 7 項の規定により、廃止（休止）することを承認します。

また、併せて子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 48 条の規定による確認の辞退についても、下記のとおり受理したので通知します。

1. 事業所の名称
2. 事業所の所在地 船橋市
3. 定員 名

(年齢別内訳) (単位：名)

	0 歳児	1 歳児	2 歳児
定員			

4. 廃止（休止）年月日 年 月 日

様

船橋市長

船橋市乳児等通園支援事業廃止又は休止不承認通知書
(兼) 船橋市特定乳児等通園支援事業者確認辞退届不受理通知書

年 月 日付けで申請のあった（ 事業所の名称 ）の廃止（休止）及び確認の辞退については、次の理由により承認及び受理しないので、通知します。

理由：

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

受付番 号	
----------	--

年 月 日

あて

設置者・事業者 名 称
代表者氏名

子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

設置者・事業者番号			
届出の内容	(1) 子ども・子育て支援法第55条第2項関係（整備） (2) 子ども・子育て支援法第55条第4項関係（区分の変更）		
設置者・事業者	フリガナ		
	名称又は氏名		
	主たる事務所	所在地	(郵便番号 -)
			(ビルの名称等)
		電話番号	
		F A X 番号	
	法人等の種別		
	代表者	職名	
		フリガナ	
		氏名	
生年月日			
住所		(郵便番号 -)	

		(ビルの名称等)				
施設等の名称等及び 所在地		施設等名称	確認年月日	施設等種別	所在地	
		計 数	□ 施設等一覧の別添様式による添付あり			
第2号関係	法令遵守責任者	フリガナ				
		氏名				
		生年月日				
第3号関係	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 (確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の事業者に限る。)					
第4号関係	業務執行の状況の監査の方法の概要 (確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の事業者に限る。)					
区分変更	区分変更前の 行政機関名称、担当部(局) 課					
	設置者・事業者番号					
	区分変更の理由					
	区分変更後の 行政機関名称、担当部(局) 名					
	区分変更日		年	月	日	

第 17 号様式（第 16 条関係）

受付番 号	
----------	--

年 月 日

あて

設置者・事業者 名 称
代表者氏名

子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書
（届出事項の変更）

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

設置者・事業者番号	
変更があった事項	<ol style="list-style-type: none">1 法人の種別、名称（フリガナ）2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号3 代表者氏名（フリガナ）、生年月日4 代表者の住所、職名5 施設等の名称等及び所在地6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要8 業務執行の状況の監査の方法の概要
変更の内容	（変更前）
	（変更後）